秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領の運用

　秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領（以下「要領」という。）における運用を定める。

要領第３関係（対象工事）

本方式は、一般競争入札又は条件付き一般競争入札を行う営繕工事を対象とし、新築、増築及び改築工事に限り適用する。

なお、随意契約及び設計・施工一括発注方式により入札公告等を行う営繕工事は対象外とする。

要領第５関係（入札時積算数量書活用方式の実施手続）

（１）入札時積算数量書は契約事項第１条の設計図書ではない。

（２）入札時積算数量書別紙明細は、契約事項第１条にいう設計図書及び第１８

条の２にいう入札時積算数量書ではない。

（３）入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は次のとおり実施する。

①入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、秋田県営繕工事積算基準

第８（１）の規定に準じるものとする。

②入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、秋

田県営繕工事共通費積算基準第５の規定に準じるものとする。

③入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、秋

田県営繕工事単価決定要領の規定に準じるものとする。

④入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算

数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、

訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

（４）各工種における数量公開項目は、秋田県営繕工事積算基準に基づく工事費

内訳書の項目とし、国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事における入札時積

算数量活用方式マニュアル（最新版）」の数量公開項目に準じるものとする。

（５）入札時積算数量書別紙明細には、入札時積算数量書において、数量を一式

としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じ

て別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示

す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むもの

とする。

ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていないものは除く

ことができる。

要領第６関係（その他）

（１）設計変更における積算数量書について

契約事項第１８条及び第１９条の規定により行われる設計図書の訂正又

　　は変更に伴う請負代金額の変更（以下「設計変更」という。）における積算数

量書は、秋田県営繕工事積算基準第３に定める「公共建築工事内訳書標準書

式」に準じて作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内

訳の名称、数量及び単位を表示するものとして、設計変更の対象となる積算

数量をとりまとめたものをいう。

（２）設計変更における積算数量書の提示

設計変更における積算数量書を受注者に提示するものとする。

（３）設計変更における積算数量書の取扱い

設計変更における積算数量書は、適正な設計変更に資するための参考図書

であり、契約事項第１条にいう設計図書及び第１８条の２にいう入札時積算

数量書ではない。

附　則

１　この運用は、令和７年４月１日から施行する。

２　この運用の規定は令和７年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用

　することとし、同日前に入札公告等を行う工事への適用については、なお従前

の例による。

３　この運用の施行に伴い、秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式

の実施に係る試行運用（令和２年３月１８日付け営－７７２）は廃止する。